

東京さくら会計事務所通信

-Let's begin together-



第37号

税理士法人東京さくら会計事務所のシンボルマークです。
「宇宙」をイメージしております。



総会 中野サンプラザにて

目次

- ◇新年のご挨拶
- ◇各事務所紹介

総代表	横尾 和儀	2 P
銀座事務所所長	藤原 知実	2 P
新宿事務所所長	松本 康之	
武蔵野事務所所長	両角 直樹	3 P
小金井事務所所長	谷合 譲太	
昭島事務所所長	榎本 修	
さいたま事務所所長	村山 泉	
所沢事務所所長	野澤 隆男	
越谷事務所所長	横尾 雅也	
熊谷事務所所長	井口 大輔	
足利事務所所長	氏家 健二	
水戸事務所所長	青木 文夫	
佐久事務所所長	井出 俊一	

- ◇税務特集 4 P
- ◇経営改善支援事業 5 P
- ◇各専門部紹介 6 P
- ◇新事務所紹介 7 P
- ◇事務所だよりコーナー 8 P



新年のご挨拶

総代表 横尾 和儀

新年明けましておめでとうございます。

関与先の皆様方におかれましては、ご健勝にて新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。又、日頃より格別のお引き立てを賜り、心より厚く御礼申し上げます。

混沌とした世界情勢やコロナと共存することとなった経済活動、円安、物価高などに影響される生活・経済環境の中での企業運営になることが今年も予想されます。

今年からスタートする消費税のインボイス制度においては、経過措置はあるものの、実施にあたり多くの問題を抱えていることに間違いありません。課税仕入では、今までの課税・不課税・非課税の区分に加え、インボイス登録事業者の区分も必要となり、企業の経理業務は相当繁雑になると思われまます。加えて、これまでのように消費税の免税事業者を続けることは、今後の経済活動から取り残されてしまう恐れがあります。来年には改正電帳法も施行される為、今年のうちから早めに準備を進めていくことが必要であります。これらの問題を解決すべく、当事務所では、昨年からセミナーや研修会を開催しており、さらなる有益な情報提供へと繋げております。

当事務所は従来、地域に根差した事務所づくりを目指しており、事務所体制も今年から新たに、神奈川県厚木事務所、長野県の上田事務所を加え、14ヶ所体制とする予定でございます。

現在、全国には約5,000の税理士法人がありますが、そのほとんどが1ヶ所事務所であり、事務所拠点数が10ヶ所を超える税理士法人は10数件ほどです。20ヶ所の拠点を持つ税理士法人は5件ほど、東京さくら会計事務所は今後、千葉、横浜、高崎などの拠点を増やし、関東甲信地区での体制強化に努めて参ります。しかし、ただ事務所の数が多いということではなく、業務マニュアルによる90%の業務統一と、10%の事務所スタッフの個性を通して顧問先の皆様の更なるご発展の為に、スタッフ一同研鑽に励むと共に、更なる税務会計のサービス向上をはかってまいります。事務所とスタッフ、志を一つにして、会計事務所のあるべき姿を求め続けていきたいと思っております。

この新しい一年が皆様にとりまして、益々のご繁栄とご健勝の年でありますように、心からお祈り申し上げます。新年のご挨拶といたします。

各事務所紹介

銀座事務所



所長 藤原 知実

〒104-0061
東京都中央区銀座1-19-14
ホームスト木箱ビル
TEL: 03-3561-7501
〔無料相談日〕
毎月第1・3金曜日
受付10:00~15:00

新宿事務所



所長 松本 康之

〒160-0004
東京都新宿区四谷2-10-1
太郎ビル
TEL: 03-5919-1725
〔無料相談日〕
毎月第1・3月曜日
受付10:00~15:00

各事務所紹介

武蔵野事務所



所長 両角 直樹
〒180-0006
東京都武蔵野市中町 1-20-8
大樹生命ビル
TEL : 0422-50-1300
〔無料相談日〕
毎週水曜日
受付 10:00 ~ 15:00

小金井事務所



所長 谷合 譲太
〒184-0003
東京都小金井市緑町 5-5-4
TEL : 042-385-6630
〔無料相談日〕
事前予約制により随時

昭島事務所



所長 榎本 修
〒196-0024
東京都昭島市宮沢町 471
TEL : 042-541-3906
〔無料相談日〕
毎月第1・3木曜日
受付 10:00 ~ 15:00

さいたま事務所



所長 村山 泉
〒338-0001
埼玉県さいたま市中央区上落合
6-5-10
TEL : 048-853-7900
〔無料相談日〕
毎月第3月曜日
受付 10:00 ~ 12:00

所沢事務所



所長 野澤 隆男
〒359-1111
埼玉県所沢市緑町 1-17-19
北斗ビル
TEL : 04-2903-8663
〔無料相談日〕
事前予約制により随時

越谷事務所



所長 横尾 雅也
〒343-0041
埼玉県越谷市千間台西 2-6-13
TEL : 048-972-0202
〔無料相談日〕
事前予約制により随時

熊谷事務所



所長 井口 大輔
〒360-0031
埼玉県熊谷市末広 3-12-10
T.Sビル
TEL : 048-528-6630
〔無料相談日〕
事前予約制により随時

足利事務所



所長 氏家 健二
〒326-0024
栃木県足利市若草町 3-13
TEL : 0284-44-0535
〔無料相談日〕
事前予約制により随時

水戸事務所



所長 青木 文夫
〒310-0903
茨城県水戸市堀町 1133-40
TEL : 029-297-4044
〔無料相談日〕
毎月第1・3月曜日
10:00 ~ 15:00

佐久事務所



所長 井出 俊一
〒384-1301
長野県南佐久郡南牧村
海尻 2306-1
TEL : 0267-96-2403



税 務 特 集



今年（令和5年）10月1日より 消費税にインボイス制度が導入されます

★どうなるの？

令和5年10月1日以降については免税事業者へ支払う仕入・経費・設備投資等について消費税の納税額計算上控除を受けることが出来なくなります。

消費税課税事業者のうち適格請求書等（インボイス）発行事業者の登録を受けた者に対する支払のみが納税額計算上控除を受けることができることとなり、それ以外の者（消費税免税事業者、消費者、消費税課税事業者でも適格請求書等発行事業者の登録を受けていない者）に対する支払は納税額計算上控除を受けることが出来なくなるのです。（6年間の経過措置はありますが）

その結果として消費税免税事業者は商取引から排除されてしまい、多くの免税事業者はやむを得ず自ら課税事業者を選択せざるを得なくなるでしょう。また、消費税課税事業者は取引先が適格請求書等発行事業者なのか否かを確認したうえで取引を行う必要があります。

なお、基準期間の課税売上高が5000万円以下の課税事業者に選択的に認められている簡易課税制度を採用している事業者は（消費税のかかる売上・収入等）にみなし仕入率を適用して納付消費税額を計算するため取引相手が適格請求書等発行事業者であるか否かは消費税計算上は関係しません。

★登録申請はお済みですか？

消費税課税事業者であるならば適格請求書等発行事業者の登録を受けなければなりません。そうしないと取引から排除されてしまうでしょう。登録申請の受付は既に始まっています。登録が認められると「T+ 数字 13桁（法人の場合は法人番号、個人事業者の場合はマイナンバーではない数字）」の登録番号が発行され、令和5年10月1日以降に発行する請求書等に当該登録番号を記載しなければなりません。

令和5年10月1日から登録事業者となるためには遅くとも令和5年3月31日までに登録申請を済ませる必要があります。

★免税事業者はどうする？

現在免税事業者である場合はどうしたら良いのでしょうか？

今後取引から排除される可能性が非常に高くなりますが、必ずしも自ら課税事業者を選択しなければならないとも限りません。納税額計算上の控除を受けられないと排除されかねないのはBtoB取引の場合です。一般消費者のみを得意先とするBtoC取引について取引先は消費税の申告を行いませんので問題はありません。（もっとも相手が事業者なのか消費者なのかを見分けることは難しいかもしれません）

また土地・居住用不動産賃貸業や社会保険診療等の非課税売上を収入の柱とする免税事業者などは課税事業者を選択しなくても良いかもしれません。

★準備はお任せください

弊事務所ではお客様にご安心してご相談いただけるように職員教育を行い万全の事前準備をしております。どうぞお気軽に弊所担当者にご相談ください。



経営改善支援事業



夢なき者に理想なし、
理想なき者に計画なし、
計画なき者に実行なし、
実行なき者に成功なし。
故に、夢なき者に成功なし。

吉田松陰

夢

ポストコロナ時代となる将来も
コロナ以前のような生活を従業員と共におくこと

関係する人々から愛される企業にしていくこと

新規事業を拡大してポストコロナの波を超えていくこと

—— 新年に少しでも「夢」について考えてみませんか？ ——



当事務所では「夢」をカタチにする
セミナーを毎月開催しております
ご興味ございましたら右のQRコードで
ご確認ください

セミナー詳細は
こちら



各専門部のご紹介

MAS専門部 Realization of partner's dreams

～パートナーの夢の実現～

私たちMAS専門部はこの言葉を部門理念として掲げております。

MASとは経営助言のお手伝いをさせて頂く事。経営者の皆様の叶えたい夢を実現する為、共に歩み、共によりよい未来へ向かう事。それが私たちMAS専門部の想いです。

いつの時代も未来の予測が困難であることは間違いありません。しかし、その「予測」自体が非常に困難であり、より複雑化・より高速化している現状です。経営者の勘が通用しにくくなった時代ともいえます。その中で、私たちがお手伝いできることは経営計画の数値への助言をメインにすることだけではなく、コーチングという手法を用いた「経営者である皆様自身が心で思っている本質的なことを実現する行動計画の管理」をすることです。

一般的なコンサルティングは成果に対しての報酬となりますが、当事務所のMAS監査は成果を保証するものではございません。将来のプロセスと一緒に歩んでいくパートナーとしてお手伝いをさせていただきます。

経営計画を一日で作るセミナー「MAPS」、経営者として経営を一から学びなおす「経営さくら塾」など皆様のニーズに合わせたセミナーを各種ご用意しております。

中小企業診断士も在籍しておりますので補助金・助成金のご相談もお受けいたします。

会社の未来に真剣に取り組める皆様からのお問合せをお待ちしております。

飲食専門部

飲食専門部は、飲食店および洋菓子店の顧問先様を多く担当させて頂いている担当者を中心に構成された部署です。飲食店経営の舵取りのお手伝いをさせて頂いております。事業に関連する補助金に係る情報提供等をメールマガジンの配信により行っております。また、創業支援と新店舗出店支援も積極的に行わせて頂いております。

飲食店の顧問先様を多く担当させて頂いておりますので、経営者様に他の飲食店様の動向とご自身のポジションをご確認頂き、時流に即した経営を行って頂けるよう、お手伝いさせて頂いております。

昨今の急速な原材料費、光熱費と人件費の高騰および労働生産性の低下などにより、従来の営業利益を達成することが難しくなっております。店舗経営の成果である損益計算書から、飲食店様の問題の抽出と解決を経営者様と一緒に考察させて頂き、経営者様の夢の実現のお手伝いをさせて頂いております。

相続専門部

東京さくら会計事務所相続専門部は、相続税の申告・対策・試算などの業務を行っております。平成27年に相続税の基礎控除が引き下げられたことで、相続税の発生は誰にでも起こりうる身近なものになったと言えます。しかし、所得税等と違い、生涯に1～2回程度経験されるかどうかの税目です。そのため、突然の相続によりご苦労なさるご遺族の方を目の当たりにしてきました。お元気なうちに相続税対策や承継についてご家族で話し合うことが非常に重要であると感じております。

弊所の相続専門部は、相続税申告だけでなく、相続税の試算・節税対策・納税資金対策・遺産分割対策により顧問先様の現状に適したわかりやすいご説明・ご提案を心がけております。相続に関してご不安・ご質問などがございましたら、お気軽に担当者へお声がけください。



医業専門部

医業専門部は令和4年度より専門部として再編し、医業経営コンサルタントの有資格者が中心となり6名のメンバーで運営しております。

医業を営んでいる先生方におかれましては新型コロナウイルスのまん延により試行錯誤の2年間であったことと思います。その中で当事務所の医業専門部はいかに先生方の良き相談役となるべく日々検討し、スキルアップをはかっております。

また、医業の税務会計業務には特有のものがありますので各事務所間で密に連携をとりあい情報共有と人材育成に努めております。





新事務所紹介



水戸事務所

昭和52年の開業から45年の長きに渡りご愛顧を賜りました業務の税務会計部門を、令和4年1月1日より、新たに「水戸事務所」として、東京さくら会計事務所の一員となりました。引き続き皆様のお役に立てるよう、スタッフ一同、これまで以上に研鑽に励んでまいりますので、何卒宜しくお願い致します。

当事務所は、JR赤塚駅より車で15分程度に所在しております。企業や個人事業主の皆様の税務申告は基より設立登記や社会保険手続き・建設業関係の経営審査まで幅広く、又、相続・贈与税の申告や相続遺言の諸手続きも対応させていただきます。

お気軽にお越しいただけることを心よりお待ちしております。



MAP



越谷事務所

当事務所は東武伊勢崎線せんげん台駅より徒歩3分の場所にあります。昨年5月より笹田会計事務所から東京さくら会計事務所の一員となりました。スタッフは所長を含めて7名となります。ぜひ、お立ち寄りください。



MAP





事務所だよりコーナー



❖ 日帰り研修旅行

昨年10月、3年ぶりに事務所全体での日帰り研修旅行が実施されました。

普段はなかなか事務所間の交流が取れない中、久しぶりの顔、初めましての顔、短い時間でしたが思い思いに楽しい時間を過ごしました。

コロナ禍が収まり、またこのような交流が頻繁に行えるようになるといいですね。



編集後記



昨年はロシア軍のウクライナ侵攻という衝撃的な出来事に揺れた一年となりました。

ニュース番組で流れる映像は痛ましく、大きなショックを受けた方も多いのではないのでしょうか。日本国内へ避難しているウクライナの人達も多くいる中で、他人ごととは思わず、国や地域を問わず人々が支え合う世界を願わずにはいられません。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大は勢力を弱めつつも今なおお断を許さない状況です。感染者数の増減に一喜一憂しながら新たな感染の波に備えが必要なことに変わりはありません。そのような中でも明るい兆しは、規制緩和が取られ全国旅行支援が実施されており、制限はあるものの辛い状況が続いていた観光地には、国内外を問わず観光客が多く訪れ、久しぶりに活気の戻った街並みに地元企業の方々にも笑顔が見られました。

当事務所においても職員全員が新しい生活様式を守りながら、「With コロナ」「Post コロナ」の時代を乗り切れるよう、迅速に対応し、社会の活性化に貢献していきたいと思っております。

今年も宜しくお願い致します。

❖ ゴルフコンペ

昨年11月8日（火）、およそ12年ぶりとなる弊所ゴルフ大会が開催されました。今回は都内と埼玉の事務所共催という形で近隣のお客様にお声がけさせていただき、76名ものお客様にご参加いただきました。時節柄、コロナ対策には万全の注意を払いながらの開催でしたが、心地よい秋晴れの中でのプレーは、非常に爽快で楽しいものになりました。

本年も開催する予定ですので、ぜひ奮ってご参加いただければ幸いです。

第12回東京さくら会計事務所ゴルフ大会

川越カントリークラブ

参加人数 76名

優勝 石井準一 様

ベストスコア 島田佳幸 様



顧問先様各位へのお知らせ

東京さくら会計事務所の適格請求書
発行事業者番号は下記のとおりです

T 1010005012740

税理士法人

東京さくら会計事務所

〒104-0061 東京都中央区銀座1-19-14
ホームスト木箱ビル

TEL 03-3561-7501

FAX 03-3567-5677

印刷 株式会社 税経